

## (5) 雇用主事業者

### 特色

- 従業員が業務で自転車を利用する場合は使用者責任を負う。自転車通勤をしている場合は、当該従業員の自転車の安全な利用のために、教育を行うことが求められる。
- 社内研修等の機会を通じ、交通ルールの教育や、企業責任と関連付けて社会的責任の啓発を行うことができる。
- 外国人の従業員を有する企業で、外国人従業員が業務又は通勤で自転車を利用する場合には、外国人従業員が日本の交通ルールやマナーを理解し、自転車を安全に利用することができるよう教育を行うことが重要となっている。

#### 教育を行うときのポイント

- ・業務で自転車を使用する事業所の場合は、運行管理や指導教育、日常の運行前点検等を実施して、事業所全体で交通安全意識を高めましょう。

### 主な教育の対象

成人（外国人を含む。） ※p.54「成人」参照

### 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	全般の交通ルール
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・社内研修や交通安全 e ラーニング等を活用した従業員への定期的な教育</li><li>・事業所や駐輪場等でのポスターの掲示等により自転車の交通ルールを周知</li><li>・忘年会シーズン等の飲酒運転が増えやすいと考えられる時期における飲酒運転禁止の注意喚起</li><li>・ヘルメット着用の効果・必要性の呼び掛け（参照：p.24 「 8 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「 14 ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）</li></ul>

#### 教育を行うときのポイント

- ・「朝礼等の短時間の機会」と「社内研修等の長時間の機会」ごとに教育方法や教育内容を工夫して効果的な教育を実施するとともに、映像やイラストを用いて外国人従業員をはじめとする様々な立場の従業員に分かりやすい内容となるようにしましょう。（参照：p.122「7 教材紹介」）

## Column14

### 交通安全 e ラーニング

e ラーニングは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの情報機器を使って、インターネットなどを経由して学習することです。

自治体や企業では、e ラーニングによる交通安全教育を推進しており、有効活用することで自転車の安全利用に係る理解が深まることが期待できます。



(イラスト出典：日本自動車連盟)

## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li><li>自分の行動を振り返り、自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論</li></ul>
教育内容	他の模範となる運転を行うことの理解と実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>企業の社会的責任、通勤災害防止の観点から、法に則った模範的な運転が重要であることを説明</li></ul>
教育内容	安全な交通社会づくりの理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体等が開催する交通安全イベントの案内と参加の促進</li></ul>
教育内容	刑事・民事上の責任の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>交通事故を起こした場合における損害賠償責任について、実際に自転車の交通事故で多額（9,500万円超）の賠償金が命じられた事例を紹介（参照：p.73 「<span style="color: green;">△25</span> 損害賠償事例と自転車損害賠償責任保険等の加入」）するなどの説明</li><li>対歩行者事故や飲酒運転等により損害賠償や刑事責任が発生した事例を紹介</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- 交通ルールを守るほかに、自転車自体の安全性の確保も交通事故防止のために重要です。通勤災害防止のため、安全性が確保された自転車を利用することの重要性について教育しましょう。（参照：p.72 「column8 自転車の安全性を示すマーク」）